

佐賀県食肉センター豚処理施設改修工事について、特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）による総合評価一般競争入札を行いますので、入札参加資格申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

この工事は、施工体制確認型総合評価落札方式簡易型Bを適用します。

また、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

令和 4 年 11 月 4 日

収支等命令者

佐賀県農林水産部長 山 田 雄 一

1 工事概要

- (1) 入札方法 電子入札（佐賀県電子入札システムによる）
- (2) 発注工種 建築一式工事
- (3) 工事名 04 畜産 第 9910011-001 号 佐賀県食肉センター豚処理施設改修工事
- (4) 工事場所 多久市南多久町大字下多久
- (5) 工事内容
 - ア 佐賀県食肉センター豚処理施設改修工事一式
 - イ 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 3階建（地上2階及び地下1階）
延べ面積約 6,200 平方メートル
- (6) 予定工期 契約の日から 600 日間
- (7) 予定価格 事後において公表する。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 共同企業体の構成員の資格要件
 - ア 全ての構成員は、次の資格要件を満たすものとする。

- (ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により建築一式工事の競争入札参加資格の決定を公告日の時点で受けていること。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (エ) 入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工事の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (オ) 農林水産省の機関から指名停止の措置等を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない旨の申立書を提出した者であること。
- (カ) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止の措置を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (キ) 本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日の 6 ヶ月前から開札の日までの間に、金融機関等において、手形若しくは小切手の不渡りがない者であること。
- (ク) 会計検査院から違法・不当事項として指摘された工事等への令和 3 年度における関与の有無及び経緯に係る申立書を提出した者であること。
- (ケ) 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、更生又は再

生計画の認可が決定された者で、入札参加資格審査申請書を再度提出し、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の決定を受けたものは除く。

(コ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。

a 本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社九州総研である。

b 「当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(a) 当該受託者と法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者又は会社

(b) 役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社

i 株式会社の取締役（ただし、次の(i)から(iv)までに掲げる者を除く。）

(i) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資

会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であつて、i からivまでに掲げる者に準ずるもの

(c) 役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社

(d) 本工事に係る設計業務等において、当該受託者に技術的支援を行っている者。なお、技術的支援とは、設計業務等における総合的規格、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断又は解析業務における手法の決定及び技術的判断をいう。

(#) 本工事の他の入札参加資格確認申請者の構成員と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。なお、「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のa からc までのいずれかに該当する者をいう。

a 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者又は会社

b 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社

c 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社

(シ) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のb からg までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

a 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)

b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(x) 他の共同企業体の構成員でないこと。

イ 代表者は、次の資格要件を満たすものとする。

(ア) 経営事項審査における直近の、かつ、有効な建築一式工事に係る総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,200点以上であること。

(イ) 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、平成19年4月1日から公告日までの間に元請として竣工した1棟の延べ面積が2,000平方メートル以上の食肉センターの新築、改築又は増築に係る建築一式工事（民間工事を含み、共同企業体の構成員にあつては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）の実績を有すること。ただし、改築又は増築の場合は、当該改築又は増築した部分の延べ面積が2,000平方メートル以上の食肉センターである場合に限る。

なお、食肉センターとは、食肉処理業の施設を併設したと畜場（と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 3 条第 3 項に定める一般と畜場に限る。）をいう。

(ウ) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、平成 19 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請として竣工した建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事（民間工事を含み、共同企業体の構成員にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）の施工経験を有する技術者を主任（監理）技術者として専任で配置できること。

(エ) 出資比率が構成員中最大であること。

(オ) 建設業法に規定する特定建設業の許可を有していること。

ウ 構成員 1 は、次の資格要件を満たすものとする。

(ア) 総合評定値が 900 点以上であること。

(イ) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、平成 19 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請として竣工した 1 棟の延べ面積が 1,000 平方メートル以上の公共建築物（共同住宅を除く。）の新築、改築又は増築に係る建築一式工事（共同企業体の構成員にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）の実績を有すること。ただし、改築又は増築の場合は、当該改築又は増築した部分の延べ面積が 1,000 平方メートル以上のものに限る。

なお、公共建築物とは、次のいずれかの機関が発注した工事により建設された建築物とする。

a 国、地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に定める特殊法人等

b 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定める公的医療機関

- c 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人
 - (ウ) 平成 19 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請として竣工した建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事（民間工事を含み、共同企業体の構成員にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）の施工経験を有する技術者を主任（監理）技術者として専任で配置できること。
- エ 構成員 2 は、次の資格要件を満たすものとする。
- (ア) 総合評定値が 900 点以上であること。
 - (イ) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、平成 19 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請として竣工した公共建築物（共同住宅を除く。）の新築、改築及び増築に係る建築一式工事（共同企業体の構成員にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）の実績を有すること。
 - (ウ) 平成 19 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請として竣工した建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事（民間工事を含み、共同企業体の構成員にあつては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）の施工経験を有する技術者を主任（監理）技術者として専任で配置できること。
- (2) 構成員の数
3 社とする。
- (3) 出資比率
全ての構成員の出資比率が 20 パーセント以上であること。
- (4) 存続期限

ア 本工事の契約の相手方となった者

本工事に係る請負契約の履行完了後3か月を経過した日まで

イ 本工事の契約の相手方とならなかった者

本工事に係る契約の相手方が確定した日まで

3 入札参加資格確認申請書および提出書類

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(4) 同種工事の施工実績調書及び事実を証する書類

(5) 配置予定技術者調書及び経験を証する書類

(6) 総合評定値調書及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の
写し又は総合評定値を証する書類

(7) 契約に係る指名停止等に関する申立書

(8) 不当事項として指摘された工事等への令和3年度における関与の有無
及び経緯に係る申立書

(9) 「総合評価落札方式に伴う提出資料作成要領」による提出資料

4 入札参加資格確認申請書及び提出書類の受付期間、受付場所等

入札参加資格確認申請書は佐賀県電子入札システムに登録（提出）し、提出書類は(2)の受付場所に持参するものとする。

(1) 受付期間

令和4年11月7日（月）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日を
除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 受付場所

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産部畜産課 食肉センター整備担当（新館 10 階）

電話番号 0952-25-7121

5 入札書受付期間並びに開札の日時及び場所

(1) 入札書受付期間

令和 4 年 12 月 21 日（水）午前 9 時から同月 22 日（木）正午まで

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 4 年 12 月 26 日（月）午前 10 時

イ 場所 佐賀県県土整備部入札・検査センター（新館 8 階）

(3) その他

ア 紙入札を行う者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を佐賀県電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札と併せて佐賀県電子入札システムによる開札を行う。

イ 入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2 回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を通知する。

ウ 再度入札における入札書の受付期間は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日である場合は、翌開庁日）の午前 9 時から正午までとし、受付期間終了後直ちに開札を行う。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

全ての構成員が 2 の (1) アの (ア) に掲げる入札参加資格（公告に定める

業種に係る入札参加資格に限る。)を有している場合は、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により、入札保証金を免除する。

イ 契約保証金

全ての構成員が2の(1)アの(ア)に掲げる入札参加資格(公告に定める業種に係る入札参加資格に限る。)を有している場合で、佐賀県財務規則第115条第3項第1号又は第2号に該当するときは、契約保証金を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上(佐賀県財務規則第106条第2項各号に規定する額(以下「低入札調査基準価格」という。)を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3以上)とする。

(3) 落札者の決定方法等

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがある。

イ 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、佐賀県電子入札システムの電子くじ(全ての者が佐賀県電子入札システムを利用する場合に限る。)により、落札者となるべき者を定める(評価値は、小数点以下13桁目を切り捨てた値とする。)

ウ 低入札調査基準価格を下回る入札をした者の評価値が最も高い場合は、落札者の決定を保留し、佐賀県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要領に規定する調査により、評価値の確定を行う。当該調査の結果、低入札調査基準価格を上回る入札をした者の確定後の評価値が最も

高い場合はその者を落札者とする。

なお、当該調査の結果、低入札調査基準価格を下回る入札をした者の確定後の評価値が最も高い場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定する。

エ 低入札調査基準価格を下回る価格で契約を行う場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施する。

(4) 競争入札参加資格の決定を受けていない場合の提出書類

2の(1)アの(ア)に掲げる佐賀県の競争入札参加資格の決定を受けていない者で入札参加を希望するものは、4の申請書を提出する以前に、競争入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められるための審査に係る申請を行うこと。

なお、提出書類は、別途公告附帯資料で定める。

競争入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められることの審査に係る申請書の提出期限、提出場所及び提出方法については、次のとおりとする。

ア 提出期限

令和4年11月18日(金)午後4時

イ 提出場所

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産部畜産課 食肉センター整備担当(新館10階)

ウ 提出方法

イの提出場所に持参し、又は郵送すること(郵送する場合は、書留郵便とし、令和4年11月18日(金)午後4時までに必着すること。)

- (5) この契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Renovation work of Saga Prefectural Meat Center (The Pork Plant)

- (2) Deadline for the submission of application forms for the qualification : 4:00 p.m. on Friday, November 18, 2022.

- (3) Date and time for bidding:

From 9:00 a.m. on Wednesday, December 21, 2022. to 12:00 a.m. on Thursday, December 22, 2022.

- (4) Date and time for the opening of bids:

At 10:00 a.m. on Monday, December 26, 2022.

- (5) Contact information:

Livestock Industry Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel:0952-25-7121

E-mail:chikusan@pref.saga.lg.jp